

ノルウェーの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ノルウェー王国（ノルウェー語²では「Kongeriket Norge」）（以下「ノルウェー」という）は、北欧の立憲君主制の国家である。他の北欧諸国と同様、社会的・経済的な格差が比較的小さい、高福祉・高負担国家である。

かつて、9世紀から11世紀のヴァイキング時代には、ノルウェーで最初の統一王国が成立していたといわれる。1397年、ノルウェーはデンマーク及びスウェーデンとカルマル連合を形成したが、1536年には、ノルウェーはデンマークの属領となった。1814年、キール条約により、デンマークはノルウェーをスウェーデンに割譲した。しかし、これに対するノルウェーの反発は大きく、独立を宣言し、制憲議会を招集し、1814年5月17日に、ノルウェー憲法草案が正式に採択された。その後、ノルウェーとスウェーデンは同君連合を形成したが、1905年に同君連合は解消された。第二次世界大戦中には、ノルウェーはドイツに占領され³、ドイツの敗戦まで占領は続いた。

1949年、ノルウェーは従来の中立政策から転換し、NATOに創設メンバーとして加盟した。1952年に北欧理事会を設立し、1960年には欧州自由貿易連合（EFTA）に加盟した。ノルウェー政府はEC/EUへの加盟を試みたものの、1972年にはECへの加盟が国民投票で否決され、1994年にはEUへの加盟が国民投票で否決された。その結果、ノルウェーは、いまだEUへの正式な加盟には至っていない。これは、大多数のノルウェー国民が、経済的に繁栄している現在、あえてEUに加盟することのメリットが少ないと考えている

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 厳密には、ノルウェー語には、「ブークモール（bokmål）」及び「ニーノシュク（nynorsk）」の2種がある。ブークモールはデンマーク語及びスウェーデン語に近い標準語であるのに対し、ニーノシュクは外国語の影響を排し古来のノルウェー語に近い言語である。本稿でノルウェー語を紹介する場合は、90%以上のノルウェー国民が使用している「ブークモール」による。

³ ドイツがノルウェーを占領していた当時、「レーベンスボルン」（生命の泉）政策が実施された。これは、ノルウェーの女性にドイツ兵の子供を出産させ、「優秀な」アーリア人の人口を増やそうとする政策であった。戦後、生まれてきた数多くの子供達がノルウェーで差別・不利益を受けたことから、「欧州人権規約」を根拠に、ノルウェー政府に対して損害賠償を求める提訴が行われた。ノルウェー政府は、2004年、1人当たり2~20万クローネの補償を行うことを決定した。

ためである。とはいっても、ノルウェー政府はEUとの関係を非常に重視しており、2010年時点で約7000のEU指令を国内法化しており、また、シェンゲン協定にも加盟して他の欧州諸国との自由な往来を実現させている⁴。

ノルウェーは、歴史的に周辺諸国の強大な軍事力に翻弄されてきたためか、国際紛争に対する仲介には非常に積極的である。例えば、ノルウェーがイスラエルとパレスチナ解放機構（PLO）の紛争を仲介し、1993年のオスロ合意に導いたことは記憶に新しい。

ノルウェーの伝統的な主な産業は漁業及び海運業であったが、最近では、石油・天然ガス産業が発達し、原油の輸出は全輸出額の約30%を占めている。これは、1960年代末の北海油田の発見及びその後の開発によるものである。石油・天然ガスで得た潤沢な資金は、基金（ファンド）として積み立てられ、国際金融市場で投資・運用されている。ノルウェーの国民1人当たりGDPは、ルクセンブルク及びカタールに続き、世界第3位である。

ノルウェー法の属する「北欧法」が、①大陸法や英米法とは異なる独自の法系を構成するのか、それとも②大陸法系の中の北欧法族を構成するのかについては争いがあるものの、後者の見方が有力といわれている。そして、北欧法族の中でも、その類似性の度合いにより、

(ア) スウェーデン法とフィンランド法、及び(イ) デンマーク法とノルウェー法の2つのグループに分けることができる⁵。デンマークとノルウェーは、歴史的にも16世紀から19世紀に至るまで同君連合を形成していたことがある等、とくに密接な関係を有していた。現在でも、北欧諸国は相互に、法制度に関する影響を及ぼし合っている。

ノルウェーの領土は、スカンジナビア半島西側周辺だけでなく、北極圏のスヴァールバル諸島等にもある。スヴァールバル諸島はノルウェーの領土ではあるが、スヴァールバル諸島の法制度及び行政機構は、ノルウェー本土の法制度及び行政機構とは別となっている。本稿は、ノルウェー本土の法制度を対象とする。

II 憲法

ノルウェー憲法典（ノルウェー語では「Norges Riges Grundlov」）は、1791年のフランス憲法、1787年の米国合衆国憲法、1812年のスペイン憲法、1809年のスウェーデン基本法等を参考として起草され⁶、1814年に制定された⁷。その後、今まで、頻繁に改正されている。

⁴ 外務省「ノルウェー基礎データ」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/norway/data.html>)

⁵ 萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』（中央大学出版部、2007年）xi頁。

⁶ 石渡利康著『スカンジナビア法論集』（八千代出版、1980年）156～157頁。

⁷ 本稿における憲法の内容の記述にあたっては、吉川智著「ノルウェー王国憲法とその特徴について」（『日本政教研究所紀要 第13号』（国士館大学日本政教研究所、1989年）所収）等を参照した。最新の憲法の英訳は、議会（ストーティング）の下記ウェブサイトに掲載されている（最終アップデート：2013年10月7日）。

<https://www.storting.no/en/In-English/About-the-Storting/The-Constitution/>

表1：ノルウェー憲法典の主な体系

A 章 政治形態	第1条～第2条
B 章 行政権、国王、王室及び宗教	第3条～第48条
C 章 公民権及び立法権	第49条～第85条
D 章 司法権	第86条～第91条
E 章 通則	第92条～第112条

1 統治機構

(1) 国王

憲法1条によると、ノルウェーは、制限世襲君主制の王国である。

憲法には、国王が国家元首であることを明示する規定はないが、憲法3条は、「行政権は、国王に属する」と規定しており、これに基づき、さまざまな具体的権限が規定されている（例えば、政府の選任（12条1項）、軍隊の召集、宣戦、講和、条約締結、外交使節の派遣及び接受（26条））。

国王が上記のような権限を行うことに関しては、国王は閣議での意見を聞く義務があり（30条2項本文）、また、国王の決定が有効となるためには、首相等の副署が必要である（31条）。ことからすると、形式的に国王の権限とされているものは、実質的には内閣が行使するものということができる。しかし、30条2項但書が、国王が自己の判断に従って最終決定を行うことを規定していることからすると、やはり、行政権の最終決定権は国王に残されているものと考えられる⁸。

従前は、「福音ルーテル派キリスト教」が国教とされ（2条2項）、国王は「この宗教を維持及び保護する」（4条後段）との規定があったが、2012年改正により、現在ではこれらの規定はいずれも削除されている。

国王の王位継承について、ノルウェー憲法は、胎児にも王位継承権を認める明文規定を置いていること（6条2項）が注目される。なお、以前は、ノルウェー憲法では、王位継承について男系主義が採られていたが、1990年の改正により、男女平等主義に変更された（6条）。

(2) 政府

従前のノルウェー憲法には議院内閣制の明文規定は存しなかったが、憲法習律として、現実には議院内閣制が機能しているといわれていた⁹。2007年改正により、議院内閣制が明記された（15条）。

また、「政府閣僚の半数以上は、国教を信仰していなければならない」（12条2項）とい

⁸ 吉川・前掲書71頁。

⁹ 吉川・前掲書71頁。

う規定は、2012年改正により、削除された。ノルウェー国教会は長らく国教として扱われてきたが、2012年に非国教化されたためである。

（3）議会

議会については、従前は、二院制が採られていたが、2007年の憲法改正により、一院制に変更された。現在の唯一のノルウェーの議会は「ストーティング」（ノルウェー語では「Stortinget」）と呼ばれる。

ノルウェーでは、1898年から男性の普通選挙が行われ、1913年から婦人参政権（収入による限定はあった）が認められている。選挙は4年ごとに行われる（54条前段）。

ちなみに、ノルウェーの議会は、ノーベル平和賞の受賞者を決定するノーベル・ノルウェー委員会の委員を選出するという機能も有する。

（4）裁判所

ノルウェーの憲法典は、「司法権」について1つの章を設けている（第6章）が、弾劾裁判所及び最高裁判所について若干の規定を置くのみであり、司法制度の具体的な内容については、ほとんど規定を置いていない。

（5）憲法改正

ノルウェー憲法は、硬性憲法であるにもかかわらず、実際には驚くほど頻繁に改正されている。即ち、全112か条のうち77か条が改正を受けたことがあり、1つの条文で13回も改正されたものもある。一旦改正されたものの、改正前の条文に復元されることもある¹⁰。

ノルウェーでこのように頻繁な憲法改正が実現する理由について、①議員の定数が少ない（憲法57条1項によると、169名）ため、議会内での意見統一及び議決を図りやすく、国民の意見が国政に反映されやすいこと、②ノルウェーでは、とくに改正の必要性が生じやすい選挙関連規定が、法律等ではなく、憲法に規定されていること、③憲法に対するノルウェー国民の意識が高く、必要であれば改正を厭わないことを指摘する分析がなされている¹¹。

2 人権

従前のノルウェー憲法では、人権に関する規定は、「E章 通則」に若干のものが置かれているだけであり、他の多くの国々の憲法が「人権」という独立の章を設けてさまざまな種類の人権を規定しているのと比べると、少なくとも外見的には、人権規定が体系的に整備されているとは言い難いといわれてきた¹²。例えば、「E章 通則」に規定されている人権規

¹⁰ 吉川・前掲書78頁。

¹¹ 吉川・前掲書83頁。

¹² 吉川・前掲書68頁。

定は、例えば、法定手続の保障（96条前段）、拷問の禁止（96条後段）、遡及効の禁止（97条）等であり、その多くが自由権、とりわけ身体の自由に関する規定が多かった。

しかし、近時は、人権に関する新たな規定が追加等されることが多い。例えば、2004年の憲法改正により、表現の自由に関する100条の規定が抜本的に改正され、アクセス権や情報公開等についての規定が追加された。また、自然環境に関する権利の規定が追加された（110条b）。

3 法令及び判決例

ノルウェーの主な法源は、憲法、制定法、施行規則、判決例、慣習法である。ノルウェーの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。例えば、契約法、刑法等がある¹³。ノルウェーの裁判所による判決例には、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていない。しかしながら、判決例は、成文化された法令を解釈・具体化し、法を発展させるという役割を果たしている。

III 民法

ノルウェーには、統一的な「民法典」は無い。個別の分野ごとに法律が制定されており、例えば、契約法（1918年）、製造物責任法（1988年）、保険契約法（1989年）、売買法（1998年）、金融契約法（1999年）、土地賃貸法（1999年）、消費者購買法（2002年）等がある。

契約法は、契約の成立、効力及び代理権等の多くの事項について規定している。契約法は、契約自由の原則に立脚している。契約は、口頭によるのでも書面によるのでも、等しく有効である。契約の成立には、原則として、とくに特別の形式は要求されていないが、雇用契約は書面によらなければならない等の例外がある。不動産の売買契約は、口頭で行うことはできるが、不動産登記をしなければ、売主の債権者その他の第三者との関係で保護されない¹⁴。

売買法は、北欧立法協力の結果として成立したものであり、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」（ウィーン条約）の影響を強く受けている。同法は、売主と買主の権利義務の詳細（契約の履行及び遅滞、危険負担、違約責任、解除及び損害賠償等）を規定している。

消費者に売却した場合に関しては、消費者購買法が規律している。同法の内容は、売買法の内容と同じ部分が多いが、消費者購買法に規定された内容は、消費者寄りとなっており、例えば、同法に規定された内容よりも消費者に不利な内容を契約条項に入れることはできない¹⁵。

¹³ ノルウェーの制定法は、下記ウェブサイトにおいて閲覧可能である（但し、ノルウェー語である）。

<http://lovdata.no/register/lovtidend>

¹⁴ 「DOING BUSINESS IN NORWAY 2011」（WIERSHOLM MELLYBE & BECH, ADVOKATFIRMA AS、2011年）18頁。

¹⁵ 前掲「DOING BUSINESS IN NORWAY 2011」18～19頁。

欠陥や危険性のある製品に関しては、製造物責任法が規律している。同法の対象となる「製品」は、あらゆる物を含み、自然にあるいは人工的に作られたものか否か、原材料か最終製品か、部品か完成品か等を問わない。同法は、製品の「製造者」に対して責任を課している。実際に製造行為を行った者だけでなく、製品又は包装上に名称又は商標等を付した者や、製品を輸入した者も含まれる¹⁶。

ノルウェーでは、協議離婚は認められておらず、離婚は必ず裁判所の判決又は州知事の許可がなければならない。

1993年には、登録パートナーシップ法（パートナーシップ登録を行うと、相続、税金、社会保障等の面において、婚姻と同様に扱われる制度）が成立した。2008年には、同性婚を認める法律も制定された（2009年1月1日施行）。

IV 会社法

ノルウェーに投資する外国企業の多くは、支店を開設するか、子会社を設立することになる。支店は外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、子会社は、外国企業から独立した法人格を有するノルウェー法人である。

ノルウェーの有限責任会社には、公開有限責任会社と非公開有限責任会社の2種がある。それぞれ、1997年に制定された「公開有限責任会社法」及び「非公開有限責任会社法」により規律されている。これら2つの法律には共通する内容が多いが、異なる部分も少くない¹⁷。

表2：ノルウェーで設立が認められている主な会社

名称	ノルウェー語（略称）	説明
公開有限責任会社	Almennaksjeselskap (ASA)	出資額を限度とする有限責任。最低資本金額は1,000,000クローネ。定款で別段の定めがない限り、株式を自由に譲渡することができる。
非公開有限責任会社	Aksjeselskap (AS)	出資額を限度とする有限責任。最低資本金額は100,000クローネ。定款で別段の定めがない限り、株式を自由に譲渡することができない。

¹⁶ 前掲「DOING BUSINESS IN NORWAY 2011」20頁。

¹⁷ 本稿における会社法の内容の記述にあたっては、①「DOING BUSINESS IN NORWAY 2011」(WIERSHOLM MELLYBE & BECH, ADVOKATFIRMA AS、2011年)、②「Doing business in Norway –an introduction (2012)」(MOORE STEPHENS NORWAY DA、2012年)を参照した。

公開有限責任会社及び非公開有限責任会社のいずれについても、出資者は出資額の限度で責任を負う。一般的に、非公開有限責任会社は小規模の会社に適しているのに対し、公開有限責任会社は大規模の会社に適しているといえる。最低資本金額は、公開有限責任会社の場合は1,000,000 クローネ、非公開有限責任会社の場合は100,000 クローネとされている。

公開有限責任会社の株式は、ノルウェー中央証券預託機関に登録しなければならない。公開有限責任会社の場合のみ、オスロ証券取引所に上場することが可能である。合併等に関する手続及び会計基準は、非公開有限責任会社よりも公開有限責任会社の方が厳格である。

取締役は、原則として3名以上必要である。非公開有限責任会社で資本金が3,000,000 クローネ未満の場合、取締役を3名より少なくしてもよい。

ノルウェーの会社法の最大の特徴は、企業の取締役の40%は男性又は女性でなければならないという規定を置いていることである。これは「クオータ制」(英語では「Quota System」)と呼ばれることがある(「クオータ」は「割り当て、分配」の意味)。公開有限責任会社法の2004年改正により、まず国営企業について、取締役会の男女構成比がそれぞれ40%以上でなければならないこととされた。そして、一般上場企業について、同様の改正が行われた(2006年1月1日施行)。これに対し、非公開有限責任会社については、家族経営の小さな会社が多いため、上記のような男女構成比の規制は存しない。もし、公開有限責任会社が上記の男女構成比の規制を遵守していない場合、会社登記を行うことができない。ノルウェーでは、女性の取締役適格者を探し出すことが企業の課題となっている。

V 民事訴訟法

まず、ノルウェーにおける裁判所制度の概要について述べる。ノルウェーでは、3つのレベルの通常裁判所が設置されている。即ち、最高裁判所、高等裁判所及び地方裁判所である。原則として、民事事件は三審制(調停前置主義も採られている)、刑事事件は二審制となっている。最高裁判所は首都オスロに設置され、主に民事事件及び刑事事件の上告事件を管轄するが、最高裁判所への上告は、例外的な場合にのみ許されている。高等裁判所は、6か所設置されており、民事事件の控訴事件、法定刑が懲役5年を超える刑事事件の第一審を管轄する。地方裁判所は、民事事件及び刑事事件の原則的な第一審裁判所であり、73か所設置されている。民事事件については、一定の例外を除き、調停前置主義が採られているため、調停委員会¹⁸による調停が不調の場合のみ、地方裁判所への提訴が行われる。また、通常裁

¹⁸ 調停委員会は、4年の任期の3名の委員と1名の事務局員から構成され、約430か所の地方自治体に設けられている。平松毅著『各国オブズマンの制度と運用』(成文堂、2012年)400~401頁。調停委員会には年間12~13万件の事件が申し立てられるが、調停不調により訴訟にまで至る案件は3000~4000件程度であることからすると、調停委員会はノルウェーの紛争解決に大きな役割を果たしているといえる(石井芳明著「スウェーデン、ノルウェー、フィンランドにおける裁判外紛争処理の実情(上)」(『判例タイムズ

判所のほかに、特別裁判所（家庭裁判所、土地裁判所、漁業裁判所、労働裁判所、借家裁判所等）が設置されているが、商業裁判所、少年裁判所及び行政裁判所は設置されていない（行政訴訟は通常裁判所が管轄する）¹⁹。

ノルウェーの民事訴訟法に相当する法律として、「民事紛争における調停及び訴訟に関する法律」が、2005年に成立した（2008年1月1日施行）。ノルウェーの従来の民事訴訟制度は、ドイツ及びオーストリアの制度に倣つたものであったが、2005年の法改正により、英米の法制度を参考にした制度を取り入れた。具体的には、①裁判所内外での調停に関するルールを整備し、②紛争の規模及び軽重に応じて手続の重さを比例させ、③12万5000クローネ以下の軽微な事件について少額事件手続（原則として、3ヶ月以内に判断が下される）を導入し、④訴訟費用は敗訴者が負担することとした²⁰。同法は、集団訴訟（クラスアクション）についても規定を置いている。ノルウェーの集団訴訟制度は、①各個人が積極的に原告団に加入する手続を行う必要がある「オプトイン型」を基本としつつ、②各個人の請求金額が小さいために個別訴訟の提起が困難と認められるときには、当事者の申立てと裁判所の判断により「オプトアウト型」も認められるというように、併用型を採用している²¹。

VI 刑事法

ノルウェーの刑法は、1902年に制定された。制定当初は死刑及び終身刑が規定されていた。しかし、謀殺等に対する死刑は1905年に廃止され、1979年には全ての犯罪について死刑が廃止された²²。また、終身刑は1971年に廃止された。

ノルウェーでは、刑法が1902年に制定されてから100年以上が経過しており、一部改正ではなく全面改正を求める声が強くなっている。最近の改正としては、以下のものがある。まず、従前、自由刑の最長の刑期は、殺人、強姦、強盗等の凶悪犯罪に対する21年とされてきたが、近時、人道に対する犯罪等の非常に重大な犯罪については刑期の上限が30年に引き上げられた²³。また、2003年には、刑法に共謀罪が新設された（162条c）。これは、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の批准を受けて、共謀罪の新設に至ったものである²⁴。

1981年に制定されたノルウェーの刑事訴訟法は、大陸法の伝統の上に、英米法の影響を

No.1358』（判例タイムズ社、2012年）所収）48頁）。

19 塚本重頼著『裁判制度の国際比較』（中央大学出版部、1989年）253～261頁。

20 三木浩一著「ノルウェーにおけるクラスアクション（集団訴訟制度）の概要（上）」

（『NBL No.915』（商事法務、2009年）所収）47～48頁。

21 三木・前掲書46頁。

22 なお、1945年には、第二次世界大戦中にドイツに協力した者に対し、反逆や戦争犯罪を理由として、死刑が執行された。

23 日本弁護士連合会編「私たちは『犯罪』とどう向きあうべきか？」（2011年）16頁。

24 松澤伸著「ノルウェー刑法における共謀罪」（『季刊 刑事弁護 50号』（現代人文社、2007年）所収）162頁。

受けている。即ち、刑事手続は基本的に当事者主義に基づいており、公訴官と裁判官は明確に分離されているが、裁判所は真実を究明する義務を負っている（294条）²⁵。

ノルウェーでは、民事事件及び刑事事件において、参審制と陪審制が併用されている。刑事事件の第一審は、地方裁判所で参審制により行われる（但し、自白事件は裁判官1名により審理される）。地方裁判所での参審は、原則として、裁判官1名、参審員2名で行われるが、例外的に、複雑な事件等においては、裁判官2名、参審員3名で行われる。高等裁判所での控訴審は、①6年より長期の自由刑にあたる犯罪の否認事件の場合、陪審制が行われる（裁判官3名、陪審員10名）。②6年以下の自由刑にあたる犯罪の否認事件の場合、参審制が行われる（裁判官3名、参審員4名）。③これら以外の事件の場合、裁判官のみにより審理される。ノルウェーでは、参審員と陪審員の男女比率は同じに設定されている。参審制についての批判は聞かれないが、陪審制については廃止論がしばしば議論されている。陪審制廃止論の主な理由は、陪審の判決には理由が付されない、という点である²⁶。

VII 参考資料

以上、ノルウェー法の概要を簡単に紹介してきたが、ノルウェー法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等は相対的に少ない。しかし、ノルウェー法に関しては、伝統的に英国との関係が緊密であったためか、英語による文献が比較的多い。英語による情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Guide to Legal Research in Norway」が参考になる²⁷。ノルウェーの法令の英訳は、「Lovdata」というウェブサイトの英訳リンク集のページ²⁸により、ある程度入手することができる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.42 No.2』（国際商事法研究所、2014年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第17回 ノルウェー」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁵ アスピション・ストランドバッケン著、佐藤博史ほか訳「ノルウェーの陪審制・参審制」（『ジュリスト No.1196』（有斐閣、2001年）所収）94～95頁。

²⁶ 松澤伸著「北欧四カ国の陪審制・参審制—デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド—」（『現代刑事法 No.27』（立花書房、2001年）所収）39～40頁。

²⁷ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/norway1.htm>

²⁸ http://lovdata.no/info/information_in_english